

一緒に進めませんか？

☎ 企画政策課 ☎56-0600

# 市民主体のまちづくり

なぜ「市民主体のまちづくり」が必要なの？

市民主体のまちづくりとは、市民のみなさんが、まちづくりに関心を持ち、さまざまなまちづくりの取り組みに主体的に関わることです。

地域の人同士が交流して、顔の見える関係をつくりながら、みんなで考えて、まちづくりを進めていくことが、高齢になったときや災害が発生したときでも、お互いに助け合って安心して暮らせるまちにつながります。

わたしができる「まちづくり」って何だろう？

「まちづくりに参加しよう！」と呼びかけられると、「わたしには何ができるんだろう」と身構えてしまいがちですが、実は右ページのような小さな一歩もまちづくり。まず、まちに関心を持ち、たくさんの顔の見える関係をつくることから、あなたのまちづくりはスタートします。

暮らしに身近な「まちづくり」がたくさんあります

まちに目を向けてみる



回覧板や広報紙を読む



まちを歩いてみる



まちのアンケートに答えてみる

もう一歩進んでまちに関わってみる



あいさつをする

近所の人と顔を合わせたときに

あいさつ運動 (市役所にて)



まちをきれいにする

いつもの散歩コースで

香流川清掃活動 (香流川にて)



自分の得意なことを伝える

歴史・絵手紙・木工…楽しみをまちに広げて

郷土史研究会による市内史跡めぐり講座 (御旗山にて)



地域の行事に参加する

防災訓練、運動会等、地域を知るきっかけに

市内一斉避難所開設訓練 (各小学校にて)

市も取り組みを進めています！

参加のきっかけづくり

ながくて地域スマイルポイント事業

市民のみなさんの活動を応援するため、市内で市民活動を行った18歳以上の人に対してポイントを付与し、交換品に換えることができます。



気軽に集まれる場づくり

地域共生ステーションの設置

小学校区ごとに、それぞれの地域で気軽に集い、語り、地域のさまざまな課題に対する取り組みを行う拠点の設置を進めています。



つながりづくり

市民主体の計画づくり

市民のみなさんの生活に関係する各種計画と一緒に作り上げていくことを目指しています。参加いただくことで、そこに集まった人たちと知り合い、つながりが生まれることを期待しています。



今年度 策定予定の計画

地域協働計画 ☎ たつせがある課 ☎56-0602  
食育推進計画 ☎ みどりの推進課 ☎56-0620

まちづくりの『土台』！

みんなまち条例が市民主体のまちづくりを支えます！

長久手市みんなで作るまち条例（みんなまち条例）は、市民主体のまちづくりの実現に向けて、みんな（市民、議会、市）が、それぞれどのような役割を果たし、どのようにまちづくりを進めていくのかを定めた、まちづくりのルールです。（2018年7月施行）

情報共有

まちづくりの3つの基本原則

市民参加

協働